

京都市告示第 84 号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業を指定しました。

平成27年4月6日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
一般社団法人きずな（代表理事 倉内 佳代子）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市北区紫野花ノ坊町20番1
- 3 事業所の名称
放課後等デイサービス きずな
- 4 事業所の所在地
京都市北区紫竹下本町8番地
- 5 指定する事業の種類
放課後等デイサービス
- 6 指定年月日
平成27年4月1日
- 7 事業所番号
2650100122

（保健福祉局障害保健福祉推進室）